

## 会 議 録

会 議 名 平成30年度第1回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
開催日時 平成30年6月1日(金) 午後4時～  
開催場所 北杜市役所 西会議室  
出席者 委員16名、事務局5名、計21名  
出席委員 長坂治男、清水康長、平井久美子、進藤幸夫、小澤正武、中田満、堀内敏光、  
上原美奈子、赤岡直樹、浅川隆、植松本、谷戸嘉一、山口博、小川昭二、奈良  
田伸司、齊藤良幸  
欠席委員 大柴政敏、植松延行、伏見武仁、三井梓、浅川健一、進藤俊幸、中嶋克仁、大  
久保尚法、水上英子、由井秀樹  
事務局 篠原市民部長、平島市民課長  
市民課国保年金担当 萩原、原、柴井

### 議 題

- (1) 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- (2) 平成30年度北杜市国民健康保険税の税率について
- (3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 70歳以上高額療養費の制度改正について
- (5) 北杜市国民健康保険税の賦課方式及び税率について
- (6) 北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の任期について
- (7) 保健事業について
- (8) その他

公開・非公開の別 公開  
傍聴人の数 0名

### 審議内容

#### 1. 開会のことば

(事務局)

皆様こんにちは。本日はお忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。ただ今より、平成30年度第1回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。

本日の出席委員につきましては、ただ今16名でございます。協議会規則第5条に、協議会は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないと定められておりますが、定数の委員の御出席をいただいておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。また、本日の会議は公開とさせていただきますが、現在のところ傍聴の申し出はございませんので、御了承いただけるようお願いいたします。

なお、今回、協議会の委員の交代がありましたので御報告をさせていただきます。医療者保険を代表する委員であります独立行政法人国立甲府病院の飯島委員様が異動されたことによりまして、後任の斎藤様が本協議会の委員となりますので御紹介いたします。

## 《斎藤委員あいさつ》

(事務局)

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。それでは最初に、浅川会長様より御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

## 2. 会長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、市長あいさつでございますが、渡辺市長におかれましては急な出張が入りまして出席することができません。委員の皆様、御審議をよろしくお願ひしたいとお伝えくださいということでありました。本日は、市民部長の篠原が代理で御挨拶申し上げます。

## 3. 市長あいさつ (市民部長代理あいさつ)

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

### 《事務局自己紹介》

(事務局)

ただ今紹介した外、国保年金担当にはリーダーを含めて7名の職員が担当しております。続きまして、議事に入りたいと思ひます。協議会の規則によりまして浅川会長に議長をお願ひし、議事の進行をお願ひいたします。

## 4. 議事

(議長)

それでは協議会の規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。座って失礼させていただきますと思ひます。始めに議事録署名委員の指名をさせていただきます。規定では、出席委員のうち3名ということになっております。従いまして、14番「中田 満」委員、16番「上原美奈子」委員、18番「赤岡直樹」委員、以上の3名を議事録署名委員として指名いたします。よろしくお願ひします。それでは早速議事の方に入らせていただきます。

### (1) 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて

(議長)

(1) 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて議題とします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

説明に入る前に、恐れ入りますが、資料の訂正を3か所お願ひしたいと思ひます。1点目が1ページの真ん中ですが、歳出の項目の部分の右隣、H28年度決算②とありま

すが、①に訂正していただきたいと思います。2点目が1ページの下の部分、平成29年度歳入歳出差引額683,685の後に単位が落ちていましたので、単位を千円と入れていただきたいと思います。3点目が7ページになります。7ページの下の方の右側下段の20,900円を29,000円に訂正していただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議事の1番、平成29年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて、御説明いたします。資料の1ページになります。

決算の見通しにつきましては、前回2月の運営協議会においても、平成29年度補正予算案で説明しました。今回は予算科目で言います款ごとに大まかに説明させていただきます。

先に結果から申し上げますと、前回の見通しを大分上回りまして、6億8,000万円以上の繰越金を出せる見込みとなっております。

まず、歳入になりますが、太枠で囲んであります箇所の「H29年度決算見込②」と「H28年度決算①」の比較増減欄を中心に御説明いたします。

歳入のうち保険税ですが、現年課税分が平成29年度決算見込み13億759万2千円、平成28年度決算との比較増減では3,822万2千円の減、これは被保険者数の減少と現役世代の減少に伴う全体的な所得の減少、また、税制改正による保険税軽減措置の拡大等によるものが影響しているものと思われます。次に過年度分につきましては5,809万3千円、1,403万7千円の減、保険税の合計は13億6,568万5千円、5,225万9千円の減になります。なお、収納率につきましては、9ページ、10ページに北杜市国民健康保険の状況を載せております。10ページの下の方のグラフにありますように、現年度分が上昇し96.83%、過年度分が下降し27.16%という結果になりました。

戻りまして、使用料及び手数料は88万5千円、9万8千円の減、督促手数料になります。

続いて、国庫支出金は13億1,343万3千円、2億5,093万2千円の減です。医療費が伸びなかったため、保険給付費の支出額に応じて一定割合で交付される療養給付費等負担金や高額医療費共同事業負担金の減額によるものです。

続いて、療養給付費等交付金は1億704万6千円、118万9千円の増、退職被保険者に係る医療費は年々減っていますが、前々年度の医療費を基に算出された調整額の増額によるものです。

続いて、前期高齢者交付金21億8,818万3千円、3億2,111万円の増です。65歳から74歳の前期高齢者の医療費の増加によるものです。

続いて、県支出金3億8,229万8千円、5,139万6千円の増、県調整交付金特別調整交付金分、保険財政共同安定化事業補てん分としての増額によるものです。

続きまして、共同事業交付金12億6,350万5千円、2億3,894万7千円の減、医療費が伸びなかったことによるものです。

続いて、財産収入16万1千円、2万4千円の減、基金の預け入れの利子になります。

続いて、繰入金ですが、基金の取り崩しについては、歳出の保険給付費が想定を下回りましたので全額回避することができました。国からの財政支援、職員給与費、出産育

児一時金や国保にかかる事務費等の一般会計からの繰入は5億1,064万1千円、1,288万円の減。

続いて、繰越金4億8,173万円、2億596万1千円の増。

続いて、諸収入1,748万3千円、987万1千円の減、延滞金、交通事故等の第三者行為の納付金の減によるものです。

歳入合計につきましては、76億3,105万円、対前年度比1,464万5千円の増となっております。

次に歳出ですが、職員給与費2,344万円、196万5千円の増、担当職員7名のうち4名分を国保会計から支出しております。

続いて、総務費3,769万1千円、366万7千円の増、国保制度改正に伴うシステム改修の増額によるものです。

続いて、保険給付費40億7,901万5千円、2億5,148万3千円の減、被保険者数の減少、C型肝炎の薬価改定、新薬処方の件数減による医療費の減額によるものです。

続いて、後期高齢者支援金等ですが8億3,749万8千円、2,484万7千円減、また、前期高齢者納付金等303万9千円、240万4千円の増、老人保健拠出金1万6千円、9千円の減、介護納付金3億4,670万9千円、966万1千円の減となります。

続いて、共同事業拠出金14億575万6千円、4,810万5千円の減、医療費の減額によるものです。

続いて、保健事業費7,046万8千円、304万2千円の増、国保データヘルス計画・特定健診等実施計画策定業務によるものです。

続いて、基金積立金7,446万6千円、7,428万円の増、前年度繰越金の増に伴い、法令の規定に基づく積み立てによるものです。これによりまして、平成29年度末の財政調整基金は5億1,290万8千円になります。

続いて、公債費はゼロです。

続いて、諸支出金6,926万7千円、6,143万7千円の増、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業交付金の実績による返還金によるものになります。

歳出の合計ですが、69億4,736万5千円、対前年度1億8,731万円減となります。

平成29年度の歳入歳出差引見込額は6億8,368万5千円となります。この差引残額につきましては平成30年度への繰越金となります。

説明は以上となります。御審議の方をよろしく申し上げます。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。委員の皆様方で、この件につきまして御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

《意見・質問等なし》

(議長)

何かありましたら、その他の部分で御意見等をいただければと思います。それでは先に進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) 平成30年度北杜市国民健康保険税の税率について

(議長)

引き続きまして、(2) 平成30年度北杜市国民健康保険税の税率について議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、2番目の議題といたしまして、平成30年度北杜市国民健康保険税の税率について、御説明いたします。

毎年の保険税率は、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の皆さんの審議を経て決定することとされております。2ページの「国民健康保険税（現年度分）本算定見込み」を御覧いただきたいと思います。

例年、この資料を使って御説明させていただいております。国保税は、①医療分とあります通常の「医療保険分」と、②介護分とあります40歳～64歳の方からのみ徴収する「介護保険料としての分」、③支援分とあります後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」の3本立てとなっており、この3項目についてそれぞれ計算して得た金額を合算して世帯ごとの国保税額を算出しております。また、医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分の中には、それぞれ世帯の所得に応じて計算する所得割、世帯の所有する資産に応じて計算する資産割、世帯の加入者数に応じて計算する均等割、一世帯につき幾らと計算する平等割の4つの項目があり、これらによってはじいた金額を合算しています。こちらの資料は、7月当初に現年分として課税する見込みの金額を、平成29年度と30年度で比較したものです。なお、平成30年度は税率を変更しないという前提のもとに、各項目の税率は全て同じものを使っております。

まず、一番上の医療分についてですが、所得割の基礎となる世帯全員の課税所得は平成29年度が84億4,059万4千円、平成30年度が88億4,473万5千円で、これにそれぞれ税率5.7%を掛けますと、算出税額は平成29年度が4億8,111万3,858円、平成30年度が5億4,14万9,895円となります。この基礎数値は、各世帯の前年中の所得であり、税務課の確定申告や住民税申告のデータを使用していますが、平成30年度は平成29年度と比べて、税額が2,303万6,037円増えています。また、資産割については、税務課が課税した固定資産税の税額を基礎としております。やや減りまして、国保税の資産割の基礎数値は平成29年度が4億1,747万3千円、平成30年度が3億9,484万9千円で、これに税率27%を掛けますと、平成29年度の算出税額は1億1,271万7,710円、平成30年度は1億660万9,230円で、前年度比610万8,480円の減となりました。均等割については、世帯の加入者数に22,800円を掛けた金額ですが、加入者が1万5,537人から1万5,191人に減ったため、税額は788万8,800円の減額となります。平等割については、平成29年度には通常の23,000円を徴収する世帯が8,470世帯、半額の11,500円を徴収する特定世帯と呼ばれる世帯が686世帯、4分の3の17,250円を徴収する特定継続世帯と呼ばれる世帯が122世帯ありましたが、平成30年度には23,000円を徴収する世帯が8,289世帯、11,500円を徴収する世帯が730世帯、17,250円を徴収する世帯が128世帯となっており、これらのトータルを比較すると、平成30年度は前年度比較で355万3,

500円の減額となる見込みです。この後、両年度とも、それぞれ低所得者に対する軽減額等を控除しまして、医療分としての国保税額のトータルは平成29年度が9億3,772万8千円、平成30年度が9億2,497万3千円となり、前年度比1,275万5千円の減額となる見込みです。これを収納見込額で比較しますと、1,198万9,700円の減額になります。これを加入者一人当たりの税額に換算しますと、平成29年度は6万327円、平成30年度は6万862円となり、535円の増となります。

次に、介護分（介護保険分）ですが、税率は所得割が1.4%、資産割が6.9%、均等割が一人8,000円、平等割が一世帯6,000円です。説明が長くなりますので、合計だけを読み上げますと、国保税額は平成29年度が1億686万1千円、平成30年度が1億323万8千円で、前年度比362万3千円の減、収納見込額は平成29年度が1億44万9,300円、平成30年度が9,704万3,700円で、前年度比340万5,600円の減、一人あたりは、平成29年度が1万9,711円、平成30年度が1万9,766円で、55円の増となります。

次に、支援分ですが、税率は所得割が1.7%、資産割が9%、均等割が一人7,500円、平等割が一世帯6,000円、3,000円、4,500円の3パターンです。合計で、国保税額は平成29年度が2億8,826万8千円、平成30年度が2億8,301万2千円で、前年度比525万6千円の減、収納見込額は平成29年度が2億7,097万1,900円、平成30年度が2億6,603万1,300円で、前年度比4,940万600円の減、一人あたりは平成29年度が1万8,527円、平成30年度が1万8,604円で、77円の増となります。

最後に3項目の合計ですが、国保税額は平成29年度が13億3,285万7千円、平成30年度が13億1,122万3千円で、前年度比2,163万4千円の減、収納見込額は平成29年度が12億5,288万5,500円、平成30年度が12億3,254万9,600円で、前年度比2,033万5,900円の減、一人あたりは平成29年度が9万8,565円、平成30年度が9万9,232円で、667円の増となります。

以上のように、税率を据え置いた場合の試算では、平成30年度は前年度に比べて減額になりまして、2,163万4千円の減、1.6%の減収が見込まれるという結果になりました。

また、税率についてですが、医療費の状況を考えますと9ページの下グラフにありますとおり、平成29年度はC型肝炎の新薬処方等の影響を受けて増加した平成27、28年度と比べて、全体の医療費は減少しました。議事の1番目にて御説明したとおり、平成30年度については前年度からの繰越金が6億8千万円以上見込めるとともに、財政調整基金にも5億1,290万8千円の蓄えがありますので、平成30年度の税率の改正は必要ないものと考えております。

説明は以上です。御審議の方をよろしく申し上げます。

(議長)

ただ今、事務局からの説明を受けました。委員の皆様でこの件につきまして何か御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

(委員)

先ほどの事務局からの説明の中で、資産税に対する課税をほとんどの市町村が取らなくなっているという話がありました。それらとの関連となりますが、北杜市では資産割を課税していますが、無くしていこうという方向でもがいていると思います。事務局としての考えをお伺いできますでしょうか。

(事務局)

ただ今の御質問にお答えさせていただきます。国保税に関する重要案件につきましては、こちらの協議会にお諮りするとかたちで進めさせていただいております。現在、北杜市は、所得割・資産割・均等割・平等割の4項目で課税させていただいておりますが、資産割を無くすという方向も考えておりますので、そういったところを、今後、細かくシミュレーションする中で、改めてお諮りさせていただきたいと考えております。平成30年度については、従来どおり4方式でいきたいということで試算をさせていただいております。

(議長)

他に御意見等ありますでしょうか。無いようですので、次へ進ませていただきます。

### (3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

(議長)

続きまして、(3)北杜市国民健康保険税条例の一部改正について議題にさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の3ページをお願いします。北杜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

こちらは、国保税の課税限度額の見直しと低所得者の保険税軽減に関するものですが、改正の趣旨といたしましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充が図られたため、北杜市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。根拠法令である地方税法等の一部改正に伴う条例改正であり、公布日から施行日まで猶予期間が短かったことから、専決処分により改正をさせていただきました。今後、6月議会にこれを報告し、承認をいただく予定となっております。

具体的な改正の内容といたしましては、1点目が国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うものです。基礎課税額の課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものです。

2点目の改正点は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものです。5割軽減の場合、その世帯の所得が「基礎控除額33万円+27万円×被保険者数」以下であれば軽減の対象となっていたものが、「基礎控除額33万円+27.5万円×被保険者数」へと変更になります。2割軽減の場合も、その世帯全体の所得が「基礎控除額33万円+49万円×被保険者数」から「基礎控除額33万円+50万円×被保険者数」へと変更になります。軽減を受けられるか受けられないかの判定基準が緩くなって、少し所得が高くなっても同じ軽減が受けられるようになります。

3点目の改正点は、マイナンバー制度による他団体との情報連携により把握できる場

合、雇用保険受給資格証明書の提示を不要とするための改正を行うものです。

これらにつきましては、専決処分によりまして、今年の4月1日から条例施行されておりますのでよろしく申し上げます。

次に4ページをお願いいたします。平成25年度からの課税限度額と軽減判定所得の推移を表にまとめております。

まず、課税限度額の引き上げについてですが、基礎課税額については、改正の始まる前の平成25年度には51万円だったものが、今年度は58万円になります。後期高齢者支援金分、介護保険分の限度額に今年度は変更ありません。一番右側の限度額超過世帯数の列は、要するに天井まで達している高所得世帯の数ということになりますが、平成30年度は77世帯になります。

次に軽減判定所得の推移ですが、7割軽減については「33万円以下」で今年度は変更がありません。5割軽減については「33万円＋(27.5万円×加入者数)以下」に、2割軽減については「33万円＋(50万円×加入者数)以下」まで緩和されております。これにより、軽減を受けられる人数、世帯ともかなり増加しており、軽減人数は9,071人に、軽減世帯数は5,543世帯に増加しております。

次に5ページになります。この条例改正による影響額の試算になります。平成30年度の課税所得等を基に、条例改正前と条例改正後の状況をシミュレーションしております。右下の黒塗りのところにありますように、今回の改正で216万4,366円と、国保税に若干の増収が見込まれます。5割軽減、2割軽減の対象者、対象世帯は増えますので、その分は国保税が減収になりますが、それ以上に課税限度額を超過する世帯数が減ったことによる収入の増、つまり天井を上げたことによる増収分が上回りますので、差し引きしますと216万円余り増収となります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(議長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして御質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

毎回、同じような質問をして恐縮ですが、地方税法の施行令が改正されたことに伴う条例改正となっておりますが、この内容について市の裁量の余地はあるのでしょうか。それとも、施行令等で決められたものを条例に機械的に反映させるものなのか、その辺はいかがですか。

(事務局)

ただ今の御質問にお答えさせていただきます。地方税法の改正により、こういった軽減がされる、あるいは、限度額の超過分についての値上げがあるということについて、これは施行令に定められてはいますが、各市町村によってその上げ幅というのは裁量する余地があります。しかしながら北杜市の場合は、これまで地方税法の改正のとおりに変更させていただいてきた経緯があります。県内でも、全ての市町村が地方税法と同様にこの限度額の調整をさせていただいているところです。

(議長)

他に御質問等がありますでしょうか。それでは異議なしと認め原案のとおり承認する

ことといたします。

(4) 70歳以上高額療養費の制度改正について

(議長)

引き続きまして、(4) 70歳以上高額療養費の制度改正について議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事の(4) 70歳以上高額療養費の制度改正について御説明いたします。資料の6ページを御覧ください。

左の表が現行制度で、右の表が平成30年8月から改正になるものです。

1点目は現役並み所得区分、課税所得が145万円以上の方で右側の表の色塗りしてある部分になりますが、それぞれの課税所得により3つの区分に細分化し、限度額を引き上げ、「外来」、「外来+入院」の区分を無くすものです。

2点目が、一般区分の外来上限額14,000円を、右側の表でやはり色塗りしてある部分の18,000円に引き上げるものです。なお、住民税非課税世帯の方は今回の改正では見直しはありません。

高額療養費の改正については以上です。よろしくをお願いいたします。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。この件につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

(議長)

何かございますでしょうか。無いようですので次へ進めさせていただきます。

(5) 北杜市国民健康保険税の賦課方式及び税率について

(議長)

続きまして、(5) 北杜市国民健康保険税の賦課方式及び税率について議題にさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

議事の(5) 北杜市国民健康保険税の賦課方式及び税率について御説明いたします。7ページを御覧ください。

上の表に、4方式、3方式、2方式とあります。4方式は、所得割・資産割・均等割・平等割で、3方式は、所得割・均等割・平等割です。2方式は、所得割・均等割となっております。北杜市では、上の表の上段、4方式を採用しております。下の表には、平成30年度の税率を示しております。平成29年度と同率の税率により徴収する予定でございます。

御承知のとおり、平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うため、より効率的な運営を確保する観点から、県内において、統一的な運営方針を定めました。山梨県の運営方針においては、保険税率の取扱いとして、市町村の医療費水準に差があることや、保険税算定方式が異なることなどから、当面、保険税率は一本化しないこととし、まずは、保険税の算定方式等の平準化等を進めていきたいとしております。

県内各市の保険税の算定方式については、平成29年度には、県内13市のうち8市が4方式、5市が3方式であったところ、平成30年度では、4市が4方式から3方式

に移行し、4市が4方式、9市が3方式を採用しております。

山梨県においては、標準保険料率の算定に3方式を採用していることから、北杜市においても、資産税を無くした3方式に見直しを行いたいと考えております。その際には、幾つかのシミュレーションを行い、急激な税率の変更とならないよう検討し、この協議会においても御審議いただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。4方式から3方式への見直しということで、税率の関係も変わってきますので、市民も注目するのではなかろうかと思えます。皆さんの御意見等をお願いいたします。

(委員)

先ほど聞いた内容から、機会を見て検討するということのようにでしたが、今日この場でその意見を聞くのでしょうか。

(事務局)

ただ今の質問ですが、先ほどから何度か4方式から3方式に変更させていただきたいことを説明しております。しかしその内容について、具体的なものを事務局として持っているわけではございません。この税率に触るということは、非常に保険税に影響してきますので、慎重にこれからシミュレーションさせていただきます。北杜市の国保の決算等も良い状況にあること、また、平成30年度から新しい国民健康保険制度に変わったことも踏まえ、少し先を見通しながら、皆様には改めて説明できる機会を作って参りたいと考えております。今日は、そういった市の方向を説明させていただいておりますが、具体的なことを決めるわけではなく、委員の皆様は、「税率を変えないで欲しい」とか、「低くする」とか、「よく検討しなさい」など、そういった御意見をいただければということをお願いしているところでございます。

(事務局)

要するに「税率をこう変えると、税収全体がこの位になります。」とか、「そのためには資産割を除いて所得割のパーセンテージはこの位を考えています。」とか、「均等割の一人当たりの金額、平等割の一世帯当たりの金額を、こう変えることによって全体的にこう変わります。」といったシミュレーションをして、幾つかパターンをお示しさせていただくのが、また別の機会ということ。以前から3方式を採用している市も含め、県内13市のうち9市が3方式の課税方式を採用するというので、本市の3方式への移行について、基本的には委員の皆様方も了解をいただけるのか、あるいは、どうして今さら3方式に変えるのか、そういった御意見をこの場でお伺いできれば、6月議会等でも4方式から3方式への市の考え方ということで、質問も想定がされますので、その際、「運営協議会の意見としては、おおむね4方式から3方式への移行について理解をいただいている。」とか、「反対が出ている。」など、多方面にも及びますので、そういった流れつきまして、何か意見があればお伺いしたいということでございます。

(委員)

県全体の流れが3方式に変わってきている中で、やはり統一していった方が良いと思います。北杜市では4方式でも差し支えないと思いますが、統一して、一定の考えの基

に運営していくことが平等だと思いますので、3方式に変わっていても良いと私は考えます。

(議長)

県から指示が出ているのであれば、他市町村と足並みを揃えた方がよろしいのではないかと意見がございましたが、従来どおり4方式で良いという人があれば、御意見を願いたいと思います。

(委員)

冒頭のあいさつ等で触れられていたかもしれませんが、再度の確認の意味で、4方式から3方式に変えるメリット、ねらいを御説明いただきたいと思います。

(事務局)

ただ今の御質問にお答えいたします。山梨県の国民健康保険運営方針が昨年度定められました。その中で、保険税の賦課方式についても標準的なものが定められましたが、これについても県では3方式を採用しております。それらに準じますと、北杜市では資産割を無くすという考えになるわけですが、資産割を無くすことによって、例えば低所得の高齢者で資産を持っている方などは、保険税の減額が考えられますし、逆に資産が無く給与所得のみの方、例えば団地やアパートに住んでいるような会社勤めの方は、少々税額が上がる可能性が出てくるのではないかと想定しています。

(議長)

現段階では、メリット・デメリットはハッキリしていませんが、低所得者で資産を持っている人にとっては、固定資産税を取られた上に、資産割分も取られるという二重課税といった解釈もありますので、そういった観点からも3方式に移り変わってくるのではなかろうかと思えます。

(事務局)

賦課方式については、国の指針として4方式・3方式・2方式とそれぞれ示されており、4方式は町村型、3方式は市型、2方式は人口の多い都市型と定義しています。その理由としては、町村の場合は、比較的持家率が高くアパート、住宅に居住している国民健康保険被保険者の率が低いということで、圧倒的に資産も持ち、所得も持っている被保険者が多いため、応能割を計算する際、資産と所得を計算方法、手段として使うこととされています。これが都市型になってくると従い、賃貸住宅に住まわれている方、その方は基本的には不動産を持っていませんので、不動産を持っている人、持っていない人のパーセンテージがある程度均衡、拮抗してきますと、資産を持っている人への課税という意味で、要するに応能割が課税として適切なのかどうかという視点があって、市は基本的に3方式を採用するといった指導指針が出ているところでございます。また、居住地以外に資産を持っている方が当然いらっしゃると思いますが、これについては課税の捕捉ができない状況にあり、他所の市町村で固定資産(税)を持っているということを各自治体では把握できませんので、把握できない以上は課税すること自体、不公平なのではないかというようなケースもありますので、基本的には町村型、市型、都市型ということで、目安として示されています。県でも、納付金を計算する際、市については3方式が好ましいということを示すとともに、何年か先に税率を一本化するという事になれば、3方式を採用することは当然の流れとして確定しているということでもあります。

で、先ほど説明したとおり、それぞれの経過や医療費のバラつきがありますので、当面、税率の一本化は見送ったということですが、それぞれの市で、県の意向を受けて4方式から3方式への移行を急いだ結果、平成29年から30年にかけては5市が駆け込みで3方式へ移行したということです。平成30年度課税は13市中、北杜市も含めて4市が4方式をそのまま残している状況でございますので、平成31年度を目途に3方式を目指したいということが本当のところでございます。税負担のルールと言いますか、実際は所得に対して税金を支払ものでございますので、資産に対して課税すること自体、やはり時代の流れに反しているといえますか、所得への課税が基本的な流れと県も考えているようですので、北杜市としてもそれに合わせていきたいということで御理解いただければと思っております。

(委員)

県の指導や他市の流れはもちろんあると思いますが、他市で採用しているから北杜市もというようなことでは、説明責任という点で曖昧になっていると思います。決して反対という意味ではなく、それはそれで良いのですが、制度を理解した上で、「それなら3方式にしましょう。」というような会の運営をお願いしたいと思っています。その中で、私が未だ理解できていないのが、確かに平等性を担保することで見直す部分がある、これは大変結構なことですが、国保会計総額の中で一部のところを改善すると他へしわ寄せがくるのではないかという懸念もあります。ですから、改善するけれども他のところは逆に増えるということがあるのかどうなのか。北杜市が、「都市型の市の範疇に入って、こういうことだから皆さん3方式に移行しましょう、市はしますよ。」、こういった説明が必要だと思います。その点を指摘させていただいております。

(事務局)

ただ今の御指摘を踏まえ、具体的な内容について慎重に検討しながら進めさせていただきたいと考えております。

(委員)

この場で、4方式から3方式への移行について了解するのではなく、検討を進めることを了解したということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

3方式の妥当性につきましては、御指摘のとおりだと思いますので、これまでの一連の説明では必然性と言いますか、その辺までは理解できないところがございますので、次にお集まりいただく時までには、こういう理由で3方式にしたいところをもう少し説明できるような状態にして参りたいと思います。御指摘のとおり、資産割分で1億7千万ほど徴収をしてございます。1億7千万円減額になって、他の税率を変えないということになりますと、その分税収が落ちますので、幾らかの税率改正は必要になる可能性はあります。今回、6億円の繰越金が出たことにより、これまでの基金残高と合わせて11億円ぐらいの余剰金が発生していることは事実です。ただこの度の、制度改正に伴いまして、基金の位置付けをどのようにしていくかという問題もあり、今までどおり基金を保有している必要があるかどうかということは、当然議論が出てくるころです。急激な医療費の支払に備えることが主たる目的かと思いますが、県が財政運営を担うことによって、そういう部分がなくなりました。また、経済的な要因等で予定して

いた税収がかなり落ち込むというような場合、例えば県拠出金が支払えないような税収の落ち込みがあった場合には、毎年毎年税率はなかなか変えられませんので、そのような時のために、やはり基金は全く無くならせることはできないだろうということもあります。制度が変わったことを機に、基金の保有額について各市で検討を始めております。北杜市ぐらいの規模の市ですと、実際どの程度の基金を保有しているのが適正なのか、安心できるのかという問題もございますので、そうしますと、資産割を無くすことによって税率を変える財源として基金を何年かに渡って充てていくのも一つの方法でございますし、その辺はシミュレーションを重ねる中で委員さんに御意見を伺っていかねばならないというようなことがございますので、先ほどの必然性の問題も含めて検討させていただきたいということで、御理解をいただければと思います。

(委員)

先ほど6月議会にも問題提起していただけたお話がありましたが、一連のスケジュールを考慮して、今日の席である程度方向付けをする必要があるのか、議会に3方式を提案している中で、協議会の方では議論が熟していないということでは整合が取れません。先ほどお話があったような、3方式の方向で検討するといった位置付けで良いものかどうか、そこをもう一度確認させていただきたいと思います。

(事務局)

4方式から3方式への移行を正式に決定して進めていくということではなく、3方式への移行ができるかどうかを検討するというところで進めさせていただきたいと思います。

(議長)

本協議会の方向性としては、3方式への移行ができるかどうかを検討課題として、論議を進めていくということで御理解をいただきたいと思います。その他、御意見等ありますでしょうか。無ければ次へ進めさせていただきます。

#### (6) 北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の任期について

(議長)

続きまして、(6)北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の任期について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料の8ページとなりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

平成30年4月1日の国民健康保険法の改正・施行により、市町村の国保運営協議会について、確認しておくべき点があるとともに、お願いさせていただくことがございますので、改めて説明させていただきます。

まず、名称につきましては、「北杜市国民健康保険運営協議会」の名称を「北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めさせていただいております。

1番目でございますが、委員の構成です。市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、保険給付、保険税の徴収など、市が行う国民健康保険事業の重要事項について、関係者により審議を行う場として設置させていただいております。市町村の協議会には被保険者を代表する委員の方、保険医等を代表する委員の方、公益を代表する委員の方、被用者保険を代表する委員の方を構成員とさせていただいており、従来どおりの委員の構成とさせていただいております。

2番目の委員の数につきましては、記載のとおりルールが定められておりますが、北杜市の場合は、従来どおり、被保険者を代表する委員の方が8名、保険医等を代表する委員の方8名、公益を代表する委員の方8名、被用者保険を代表する委員の方2名の計26名の構成とさせていただきます。

3番目の任期の件になりますが、4月からの国民健康保険法施行令の改正により任期が2年から3年となりました。現在、委嘱させていただいている委員の皆様の任期は、平成28年12月から平成30年11月30日までの間となりまして、本年の11月末が任期となります。次回にお願いする委員から3年の委嘱期間となる予定です。

ここでお願いということではありますが、先の議案(5)で説明させていただきました保険税率であります。北杜市が採用している4方式から3方式への移行を検討させていただくということから、この内容につきまして、平成30年度中にできるだけ内容を詰めさせていただきたいと思っております。また、平成31年度から、もし3方式が採用できるということであれば、3方式への移行を考えているところでございます。11月末で委員が交代しますと、十分な審議が行われれないということも考えられますので、現在の皆様の御理解が得られるものでしたら、平成31年度までの1年間任期を延ばしていただきまして、留任をお願いしたくお諮り申し上げます。また、こうして留任していただいた期間には、3回ほどの協議会の開催を予定していますので御協力をいただけるようお願い申し上げます。

(議長)

ただ今、事務局より説明がありました。現委員の任期につきまして、11月末で任期が明けますが、条例改正あるいは税率の方式が変わるということの中から1年間任期を延ばしていただきたい旨の説明がありました。その点いかがでしょうか。皆さんの御意見をお伺いいたします。

(委員)

11月30日までまだ期間があります。方式を検討するために、何もあと1年任期を延ばさなくても、任期中に検討すれば済むことですし、時間をかけなければ、3方式に持っていくことができないのか、そんなに問題ではないと思います。事務局で3方式と4方式のある程度の試算と比較を出すにしてもそんなに難しい話ではないと思います。例えば所得割を増やすなどということは、4方式であってもあることですし、3方式にしたら、その3方式の中で税率を変えていけば良いことであって、そんなに難しい話ではないと思いますので、これだけのために任期を1年延ばす必要が果たしてあるのかどうかと私は考えます。

(事務局)

税率を改正するに当たり様々なシミュレーションを行っていきませんが、それについてはある程度期間を区切って検討していくことも可能であります。しかしながら、平成31年度の県への納付金額等が決定されるのが11月になってからということもありまして、そういったことも税率に影響する部分がありますので、ちょうど委員の任期の11月末と重なってきてしましまして、それらについて様々な情報を得た中で、できるだけ影響が出ないよう保険税の算定をしていきたいと考えておりますので、もう少し任期を延ばしていただけないかということの御相談でございます。

(委員)

はっきり申し上げて、資産割は時代に馴染んでいないと私は考えています。何年か前までは、保育園料なども資産割の計算をされたりしていたこともありますし、公営住宅に入居していても長男であれば資産が加算されるというような方式の徴収もあったように聞いています。ですから、この資産割という考え方自体が何年も前から馴染まないと思はれます。問題はそこだけだと思います。

(事務局)

資産割を無くすということは、やはり様々なところに影響が出てくる可能性がありますので、事務局の方でもできる限り期間を決めて内容の精査をしていきたいと考えておりますが、ある程度の期間をいただければ、より踏み込んだ精査も可能となりますし、影響等についても最小限にできるのではないかと考えております。そこで、先ほど1年と申し上げましたが、できましたら例えば今年度末でも結構ですので、そういったところで御理解をいただき、現委員の皆様にご協力をいただきまして検討をお願いできればと思っております。

(事務局)

先ほど御指摘いただいた問題も含め、シミュレーション内容を御提示し、御意見を伺うといった機会を最低2回、できれば3回ぐらいは必要であると考えております。ただし、先ほど申しましたとおり、県の納付金に対して、市が徴収している保険税額は複雑にリンクして参りますが、県が来年の交付金を示すのが11月ぐらいになってしまいます。そういった県の関係がありますので、任期中の10月頃に一度お示しし、11月以降に1回か2回、3月議会に間に合うよう基本的には1月の早い時期までに完了させたいと考えております。12月以降、新委員さんにゼロからお話をしていくのはなかなか厳しい状況にありますので、若干であればお付き合いいただけるというようなところで御理解をいただければ、この場としては幸いかと考えおります。

(委員)

可能であれば平成31年度から3方式で課税したい前提の動きで、途中で4方式に戻るといったことは基本的には無いわけです。ということであれば、ここで我々が検討すべきことは、3方式での賦課の方法が良いかどうかということであって、課税金額が高い低い、税率がどうこうということは、事務局が事務的に導き出すしかないと思います。そうすると11月までに現委員で課税方法を3方式に決定し、12月以降、新委員に税率等を検討していただければ良いということで、任期を中途半端に延ばす必要はないと思います。

(議長)

ただ今の意見は、現委員の中で3方式を決定し、新委員は前任の3方式の決定を受け、3方式から導き出される税率や税収を検討していただくよう進めたらどうかということです。皆さんの御意見を伺います。

(委員)

現在、全国各地で廃屋等が多分に出ており、戦後の何も無い時代から現在に至るまで、世の中も相当ハイレベルの生活になり、車にしてもリニアにしても、これ以上のものはほとんどないというところまでできています。そうした時代の流れの中、資産そのものの

読みが難しい状況もあり、国の流れも4方式から3方式になってきているわけですから私の個人の意見としては、3方式を採ってもやむを得ないのではないかと思います。

(議長)

任期について、多くの意見をいただいておりますが、任期を一年延ばすか、あるいは、3月で区切りにするか、あるいは、任期は任期として11月末で終わりにさせるということですが、皆さんの御意見はいかがでしょうか。

(委員)

13市のうち9市が3方式に移行が済んでいるということであれば、それなりの評価があるからこそ変更したものと感じています。北杜市において、今後、検討していくということであれば、それが11月までに間に合うようであれば、現委員で検討する方向が良いと思います。委嘱状は11月末までということですので、できましたら任期は任期として終了させていただき、新委員の皆様方にお任せをしたいというところが私の意見です。

(議長)

先ほど意見がありましたが、任期は任期としてここで一旦区切り、できれば現委員の皆さんに継続で入っていただくといったかたちをとっても良いのではなからうかと思えます。辞めるという委員については、任期交代もやぶさかではありませんが、もう一期継続で務めていただくことも良いのではないのでしょうか。この場では、なかなか意見がまとまりませんし、もう半年、あるいは、もう一期とりますとある程度心の準備も必要かと思えます。これまでも再任されている委員さんも結構いますので、ここで任期として一旦は区切った中で、できる限り継続していただくようなかたちを取らせていただいた方がスムーズではなからうろうかと思えますがいかがでしょうか。

(委員)

4方式より3方式の方が現状に合っているのではないかというのが大半の委員の皆さんの意見ですから、4方式、3方式をそれぞれ検討するのではなく、3方式への移行後のシミュレーションを中心に進めていけば、それだけ時間を短縮できると思います。

(議長)

ただ今の意見ですが、4方式については、本算定の見込みの中である程度答えが見えていると思いますので、3方式のみのシミュレーションで良いのではないかということです。事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

次回につきましては、3方式のメリット・デメリットなどの状況を具体的にお示しさせていただきますと考えております。また、任期につきましては、できる限りこの任期期間中に協議会を開催できるよう進めさせていただきながら、もし引き継ぐということであれば、御意見をいただいたような対応を取らせていただきたいと思います。

(委員)

先ほど意見がありましたが、9市が3方式に移行している中で、地域性はもちろんありますが北杜市と全く同じという市はないと思います。ただそれなりに評価されて3方式に移行していることを考えると、例えばメリット・デメリットの資料を作れと言ったって、事務局も相当困ると思います。例えば資料を作らなくても、果たして本当にそれ

がメリットなのかデメリットなのか、その人の感覚で違ってくると思いますので、委員の皆さんがどの辺で判断するかだと思います。

(委員)

資産に対して税率を掛けること自体、時代の流れから外れていると思います。私自身としては、この場で決めても良いのではないかと、無駄な時間を使ったってしょうがないという気持ちがあります。

(議長)

意見をまとめさせていただきます。まず方式についてですが、3方式・4方式のいずれにしてもメリット・デメリットを示す必要があるのではなかろうかということで、基本的には3方式を進めていくという前提に基づき、3方式・4方式を見比べた中でメリット・デメリットの考え方を提示していただければ、委員会としての答えを住民に対して出すにしても、異議も無かろうかと思えます。また、任期についてですが、任期は任期として11月30日で一旦は区切った中で、今後の方針としては、もし問題等が提議されるとするならば、それはその時点で考えさせていただきたいということ、もう一点は、でき得るならば、強制ではありませんが、現委員に任期を再任していただければ大変よろしいのではなかろうかといった考え方をもって、この辺で御検討いただければありがたいと思います。

《委員から賛成の声》

(議長)

賛成との声もいただきましたので、そのような方針を持って、今後進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《委員一同から承諾》

(議長)

それでは、審議の方も大分時間を要しましたが、次に進めさせていただきます。

(7) 保健事業について

(議長)

引き続きまして、(7) 保健事業について議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、(7) 保健事業について説明させていただきます。

資料の11ページを御覧ください。こちらの資料につきましては、健康増進課からの出典となっております。国民健康保険の法定報告の数字とは異なり、暫定となっておりますことを御了承ください。また、1点資料の訂正がございますのでお願いいたします。真ん中のグラフですが、左より40歳代、50歳代、60歳代となっておりますが、その次が70歳から74歳ということで訂正をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。まず、平成29年度の特定健診の対象者及び受診者数の暫定値でございます。特定健診の対象者数は12,008人、受診者は5,629人で、受診率は全体で46.9%、男性は44.2%、女性は49.6%となっております。年代で見ますと、40歳代が33.8%と一番低く、傾向につきましては、年齢が若くなるほど受診率が低くなっているということをグラフから読み取れます。

未受診者対策についてですが、周知・案内としまして、広報、回覧、CATV、それから保健福祉推進員、食生活改善推進員、愛育会、商工会などを通じた組織との連携による周知。また、受診勧奨のチラシの配布としまして、若者世代を対象という点で、乳幼児のいる家庭、保育園の保護者、幼児についての集いの広場に参加している保護者などに向けてチラシの配布を行っています。また、健診について知らない家庭が無いように、全世帯に希望調査票を配布しております。さらに、国民健康保険証の郵送時に、受診勧奨に関してのチラシを同封しております。受診希望者で未受診者の方、春の健診を未受診の方につきましては、11月に健診の機会がございますので、40歳から74歳で国民健康保険に加入されている方については、再度通知をさせていただいております。健診体制の整備としまして、送迎バスの運行、土日の開催、若い両親に関しましては託児というような整備を行っています。また、平成29年度は若い世代への未受診者対策としまして、未受診の多い地区をモデル地区として、地域に出向いて市民とともに未受診者対策について検討いたしました。その他につきましては、なかなか40歳代以下につきましては、通知・回覧など見ない方が多かったといったことから、若い世代への周知はどのように行っていったら良いかといった課題があると考えているところです。

続きまして、12ページをお願いします。こちらについては特定健診ではなく、市が実施しております巡回検診の年代別受診者数についてグラフで表しております。市では毎年4月から6月にかけて各町で総合健診を実施しており、その総受診者数であります。その下の表につきましては、平成29年度のがん検診受診者数及び精検受診者数について、受診者数、要精検者数、精検率、精検受診者数、精検受診率を健診項目に分けて表にしています。健診において、精密検査の対象になられた方の8割、9割の方が受診をされていますが、本来は100%が望ましいところですが、なかなか100%に達していないという現状があります。この精検未受診者につきましては、地区担当の保健師がおりますので、未受診者の方全員に必ず電話連絡を取りまして、受診勧奨を行っているところです。

13ページを御覧ください。平成29年度の特定保健指導の実施状況について記載をしております。平成29年度の特定保健指導対象者数は、動機付け317人、積極的100人で、初回の面接の実施率は動機付けが78.9%、積極的が62.0%、全体で74.8%となっております。次の表は、平成29年度の特定保健指導以外における総合健診での結果の指導の状況となっております。町ごとに対象人数、被指導人数、指導率を表にしております。こちらは健診結果を判定基準により振り分け、生活習慣の改善が必要な方や精密検査が必要な方を対象に実施しております。対象者数は3,876人、参加者数は3,858人で指導率が99.5%となっております。100%に満たない0.5%の部分についてですが、連絡が付かないという方になっている状況です。

説明は以上になります。御審議をよろしく申し上げます。

(議長)

ただ今、保健事業についての説明が終わりました。この件につきまして御質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

最後の総合健診結果指導状況について、対象人数として明野が338人、須玉が42

1人とありますが、例えば旧町村別で何人受診して、何人が対象になっているか、その割合はわかりますか。

(事務局)

具体的に何パーセントが指導の対象になったというものは出ていませんが、例えば軽度の異常がある方で主治医がいらっしゃる方は指導対象に入っていないという状況がありますので、全体的な状況について、なかなか数字や割合で量れないというところがあります。

(議長)

精密健診となった方への追跡調査は行っていますか。

(事務局)

精密検査になった方には、100%保健師の方から電話をさせていただいて、話をさせていただいているところですが、なかなか理解をしていただくことが難しいところで、現状としては、「何で精密検査を受けなければならない。」などと言われるところもありますが、きちんと状況を説明した中で受診していただくよう促しています。100%の受診勧奨というかたちにはなっています。

(議長)

できるだけ精密検査になった方には、受診させていただきたいと思います。経験した身として、精密検査になった方は必ず受診した方が良いと思いますので、できるだけ追跡調査をして、確認をしていただければありがたいと思います。それでは、他に無いようですので、次へ進めさせていただきます。

(8) その他

その他でございますけども、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

1点お願いいたします。平成29年度に作成しました第2期国保データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画を本日委員の皆様様に配布させていただきました。今後の参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

他に何かございますか。それでは無いようですので、議事を閉じさせていただきます。また、任期の関係、税率の関係等がございますので、これからにつきましても皆様の御協力をお願いしまして、この議事を閉じます。本日は長時間にわたり御協議をいただきありがとうございました。

5. 閉会のことば

(事務局)

どうもありがとうございました。お忙しい中慎重に御審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、第1回北杜市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

終了時刻 午後6時